

## 熱気球試験官(イグザミナー)制度

### 第1章 目的

(目的)

**第1条** この制度は、スチューデントパイロット (Pilot under training、以下「Pu/t」という) が飛行する上での最低限の飛行知識、飛行技術を身につけているかを確認するためのものであり、一般社団法人日本気球連盟 (以下「連盟」という) は、飛行経験の豊富な、また知識の豊かなインストラクターの中で、Pu/t の指導に熱意を持って活動する意志のある者をイグザミナー登録し、その中からイグザミナーを選任する。イグザミナーは連盟の組織の中に位置づけられており、実技試験と筆記試験を行う。またイグザミナー相互の技術、知識の違いから合否判定にばらつきが生じないように、イグザミナーミーティングを開催し、知識や技術の研鑽、判定方法・基準の統一化を行う。

### 第2章 役割

(活動内容)

**第2条** 連盟に所属するインストラクターでイグザミナー登録された者は次の活動を行うことができる。

- (1) 筆記試験の実施。
- 2 イグザミナー登録者の中から選任されたイグザミナーは前項の活動に加えて次の活動を行うことができる。
  - (1) 実技試験の実施。  
ただし、4回以上指導フライトを行った Pu/t に対しては選任イグザミナーとして実技試験を実施することはできない。
- 3 イグザミナー任期中はイグザミナーとしての活動を優先する。

### 第3章 イグザミナー認定基準

(認定基準)

**第3条** イグザミナー認定基準は次のとおりとする。

- (1) 連盟の正会員であること。
- (2) 連盟の熱気球指導操縦士技能証 (インストラクター資格) を保持し、引続き2年以上インストラクターであること。ただし、再登録の場合、熱気球指導操縦士技能証を保持していること。
- (3) 連盟もしくは旧日本気球連盟の熱気球指導操縦士技能証取得後、以下の経験を有すること。
  - ① 同乗訓練飛行 50回以上。
  - ② 単独訓練飛行の立ち会い 1回以上。
  - ③ 実技試験への推薦 1回以上。
- (4) 連盟の熱気球操縦士技能証取得後、機長として異なった機体 10機 (AX-6以下、AX-7、AX-8以上を含む) 以上の飛行経験を有すること。
- (5) パイロットログブック、トレーニングログブック、機体ログブックの意味を正しく理解し、これらを正しく作成、保管していること。
- (6) 連盟の自由飛行安全規定、係留飛行安全規定、指導システム、航空法を理解し、遵守して飛行していること。
- (7) 連盟のシステムを熟知し理解していること。
- (8) 安全委員会がイグザミナーとしてふさわしいと認めること。

(選任基準)

**第4条** 安全委員会は、翌年度、選任イグザミナーとして活動する意思のある者の中から、地域性等を考慮し選任イグザミナー候補者として理事会へ推薦する。理事会の承認後、安全委員会が指定したイグザミナーミーティングに出席した者を翌年度のイグザミナーとして選任する。

## 第4章 イグザミナー登録申請及び抹消

(新規申請)

**第5条** 必要書類は次のとおりとする。

- (1) 熱気球試験官（イグザミナー）登録申請書。
- (2) 第3条第1項(3)及び(4)の飛行を証明するログブックのコピー。

(停止及び抹消)

**第6条** 安全委員会は次のいずれかに該当する場合、イグザミナー活動の停止またはイグザミナー登録の抹消を行うことができる。

- (1) 安全委員会の指定する書類を提出しなかった場合。
- (2) 熱気球指導操縦士技能証が失効している場合。
- (3) 安全委員会がイグザミナーとして相応しくないと判断した場合。

附則

この制度は、平成30年（2018年）6月15日より施行する。

附則 平成30年（2018年）7月22日改正

この制度は、平成30年（2018年）7月22日より施行する。